



第5章

地域ケア体制の整備と 地域包括支援センターの役割

第5章 地域ケア体制の整備と 地域包括支援センターの役割

第1節 日常生活圏域の設定

今後の基盤整備においては、従来のような市町村全域を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められるとともに、地域住民が公共サービスを含めた様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成が図られることで、高齢者が住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要となります。

第3期、第4期介護保険事業計画においては、社会的条件、介護保険施設等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、合併前の旧行政区を単位とした10圏域を日常生活圏域として定め、高齢者が身近な地域でサービスが利用できるよう、保健・医療・福祉・介護サービスの供給に努めてきたところです。

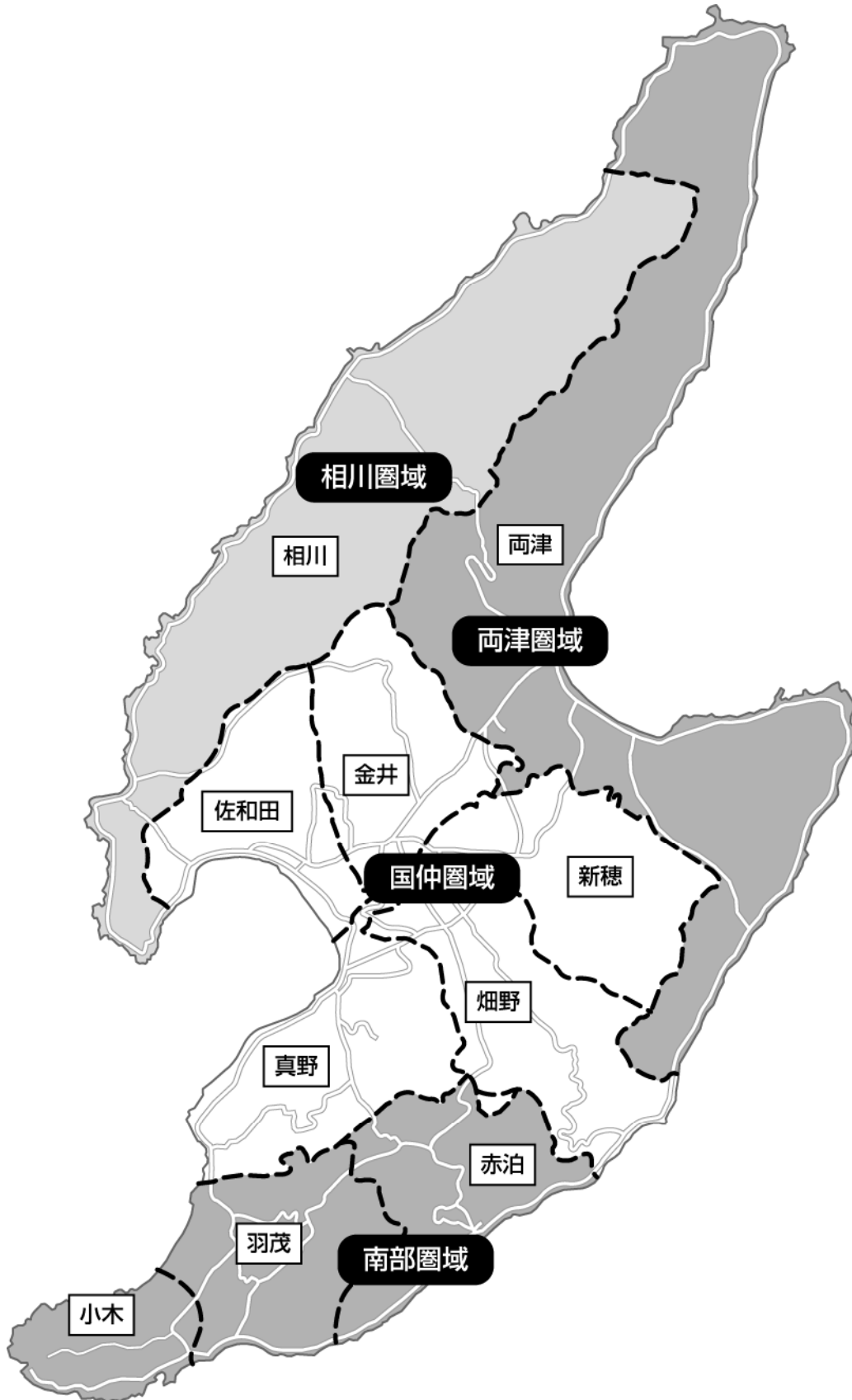
第5期計画では、近年の社会情勢の変化もあり、人口、高齢者人口、要介護認定者数、介護サービス基盤整備状況の他に、地理的条件及び交通事情も勘案し、下表のとおり4圏域と再設定しました。

図表5-1 日常生活圏域の状況（平成23年10月1日現在）

（単位：人、％）

日常生活圏域名	人口	65歳以上人口	高齢化率	要介護・要支援 認定者数
両津圏域	14,902	5,541	37.2	1,301
相川圏域	7,740	3,053	39.4	633
国仲圏域	30,739	10,277	33.4	2,096
佐和田地区	9,301	2,782	29.9	590
金井地区	6,796	2,047	30.1	448
新穂地区	4,200	1,576	37.5	283
畑野地区	4,841	1,853	38.3	370
真野地区	5,601	2,019	36.0	405
南部圏域	9,925	3,957	39.9	746
小木地区	3,294	1,260	38.3	222
羽茂地区	3,869	1,588	41.0	308
赤泊地区	2,762	1,109	40.2	216
合計	63,306	22,828	36.1	4,776

図表5-2 日常生活圏域の区域



第2節 地域包括ケア体制の整備

地域包括ケアとは、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが連携した要介護者等への包括的な支援を行うことをいいます。

日常生活圏域を基礎として、30分以内の範囲内で多種多様なサービスが途切れることなく継続してケアが実施されます。そこでは、さまざまな在宅等の介護サービスが利用できるだけでなく、住宅や医療・生活支援サービスが提供され、同時に地域での助け合いの仕組みも構築されています。こうした仕組みをつくることで、要支援・要介護者に限らず、すべての高齢者が住み慣れた日常生活圏域で住み続けることができます。

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが、包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須であります。

また、日常生活圏域における各事業を円滑に遂行するため、各地域包括支援センターの圏域間の調整を図ります。

① 医療との連携強化

羽茂地区で取り組んでいるコンパクトシティ構想をモデルにして、医療・介護・保健・福祉との連携を進めていきます。

② 介護サービスの充実強化

在宅生活が困難な施設待機者解消のため、特別養護老人ホームの整備を進めます。併せて、訪問看護やリハビリテーションなどの医療系サービスの充実に努め、介護が必要になっても在宅生活が続けられるよう支援します。

③ 予防の推進

要介護状態とならないための予防の取り組みを、「場」づくりと併せて推進します。また、要介護状態となっても、できる限りその能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、自立支援型ケアプランによる介護サービスの利用を推進します。

④ 生活支援サービスの充実と権利擁護の推進

高齢者の生活支援の一環として、買い物困難な高齢者を対象に、地域包括支援センターが宅配店情報を作成配布し、高齢者の見守り体制を図ることも含めて関係機関と協力し実施します。

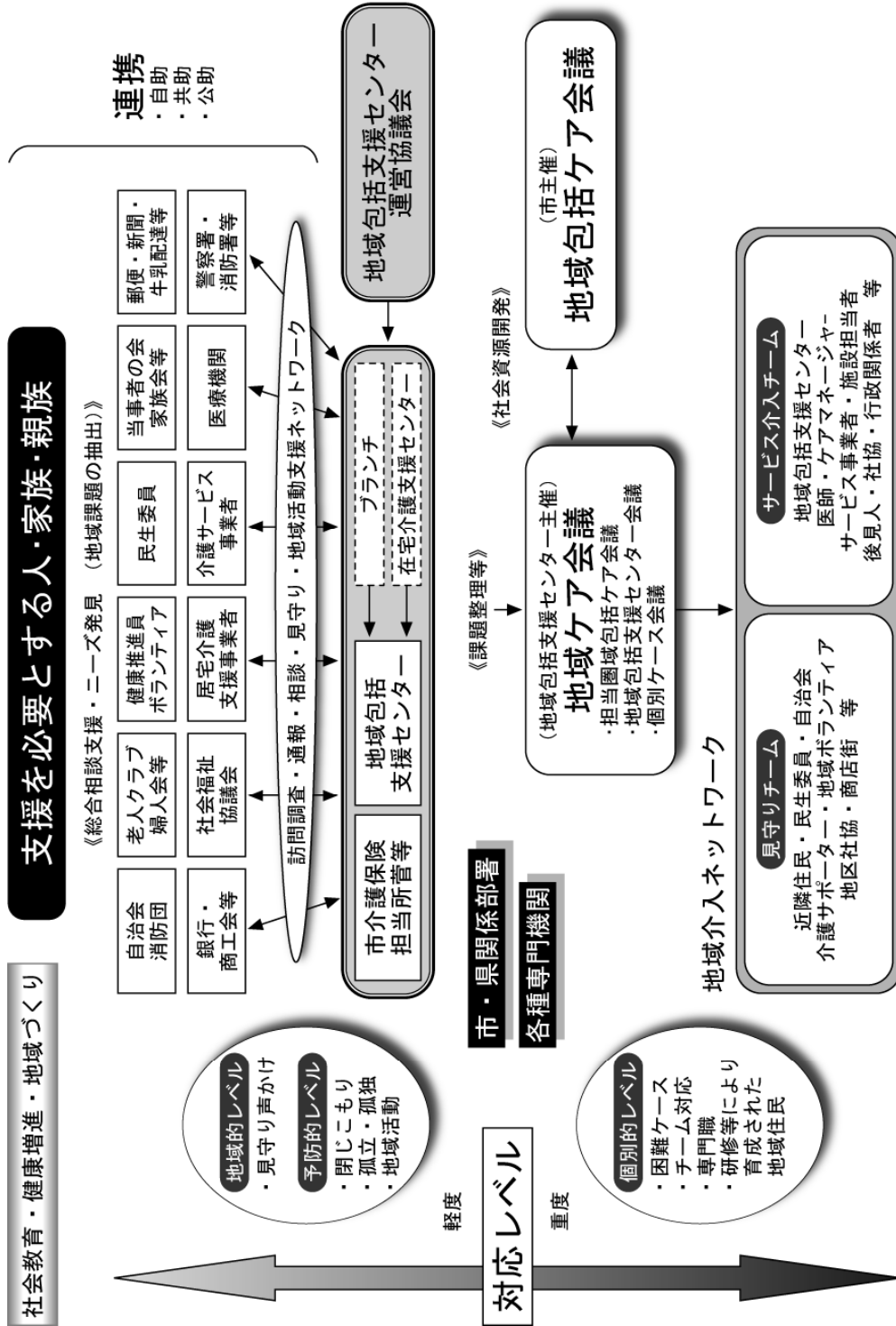
また、羽茂地区において、モデル事業として多様な生活支援サービスの実施に取り組んでおり、他地区でも取り組めるよう努めていきます。

一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援や財産管理など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を推進していきます。

⑤ 高齢者の住まいの整備

高齢者が安心して生活できるようサービス付き高齢者住宅等を、年度ごとに計画的に整備していきます。

図表 5-3 地域ケア体制の体系図



第3節 地域包括支援センターの役割

地域ケア体制を推進するために、地域包括支援センターが中心的な役割を果たすことが重要です。介護サービス事業者、医療機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会やNPO、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携を深め、地域のネットワーク体制を推進します。

なお、地域的な利便性を考慮し、住民から相談を受け地域包括支援センターにつなぐ窓口としての「ランチ」や、介護に関する総合的な相談に応じ必要時には地域包括支援センターにつなぐ窓口として「在宅介護支援センター」を設置し、個々の担当圏域で地域のネットワーキングを実施していきます。

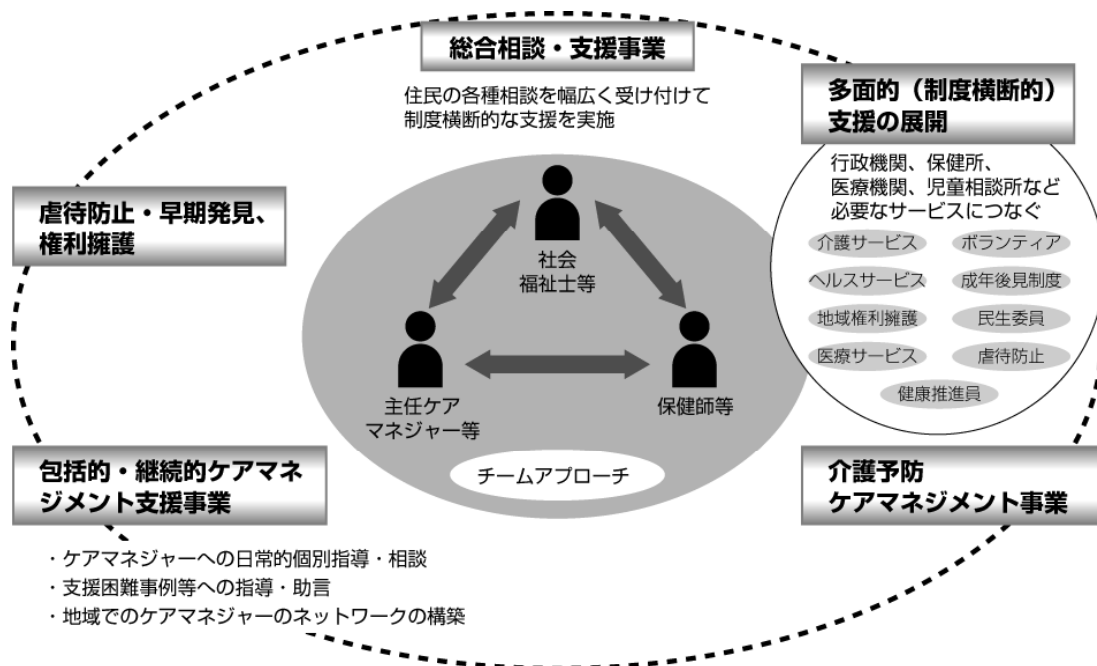
また、市と課題の共有を図り、地域生活支援の仕組みをつくりまします。

1 業務と職員の配置

地域包括支援センターの業務としては、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的継続的ケアマネジメント支援業務、④介護予防事業に関するケアマネジメント業務があります。

厚生労働省から示されている職員の配置基準に沿って、保健師、社会福祉士と主任ケアマネジャーを配置しています。さらに、今後は、多様化するニーズや業務量に対応できる人材の確保を検討します。

図表5-4 地域包括支援センターの体制図



2 地域包括支援センター運営協議会の設置

地域包括支援センターの運営を地域の関係者全体で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価をしていく場として、佐渡市地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

図表5-5 地域包括支援センター運営協議会の所管事務

①地域包括支援センターの設置等に関する事	圏域の決定
	業務の法人への委託
	業務を委託された法人による予防給付にかかる業務の実施
	指定介護予防支援業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定
	公正・中立性の確保に関する事
②地域包括支援センターの運営に関する事	ケアプランにおいて、正当な理由がなく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか
	ケアプランの作成過程において、特定の事業者が提供するサービス利用を不当に誘引していないか
	その他地域の実情に応じて必要と判断した事項
③地域包括支援センターの職員の確保に関する事	地域包括支援センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の中で調整を行う
④その他地域包括ケアに関する事	

3 地域との連携

地域の高齢者の状況を的確に把握し、適切なサービス提供を図るため関係機関との連携を推進します。地域のニーズに基づき、その解決方法を検討・実施し、その解決に地域の団体や組織が参画していることで、有効に作用するよう地域のネットワークを強化します。